

第21回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年3月25日（金）8時57分～9時34分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑩檜八重 玲子
⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

農業委員 ⑧尻無濱 俊幸 ⑨富永 勝志

5 遅刻委員

農地利用最適化推進委員 ○山口 幸春

6 議事日程

諮問第 1号 農業経営改善計画の認定について
議案第11号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条に基づく許可の取り消しについて
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在10名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第21回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、1番久保秀幸委員、2番中野和徳委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第21回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3、諸報告であります。

2月総会以後、私は特段の出会いはございませんでしたが、皆さま方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4、諮問第1号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第1号について、説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものがあります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ございませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することにより決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第11号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第11号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第3号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、白肌正推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（奥 裕太）

それでは、議案第12号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

ただし、議事参与分が1件ございますので、2件分を先に説明いたします。

整理番号1について、地図は1ページです。譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定で、申請地では妻と子と共に家庭菜園を生産する計画です。労働力、下限面積等につきましても許可要件を満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号2について、地図は2ページです。譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定で、申請地では、妻とともに家庭菜園を生産する計画です。労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべて満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7番委員（高原 熊夫）

議案第12号にかかる調査は、3月10日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、白肌正推進委員は退席を願います。

(白肌正農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議事参与分の案件、整理番号3について説明いたします。地図は3ページです。譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。譲受人は、現在、妻とともに野菜等を生産されており、年間230日程度農業に従事されております。申請地では、柑橘類を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

議事参与分の案件にかかる調査について、報告します。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

白肌正推進委員の着席を認めます。

(白肌正農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第7，議案第13号 農地法第5条に基づく許可の取り消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第13号の取消し案件についてご説明いたします。地図は4ページをご覧ください。

本件は、令和4年1月18日付けでなされた農機具倉庫・農業用施設資材置場への転用を目的とする農地法第5条の許可を、申請人の申し出により取り消すものです。取り消しの理由は、建築資材の値段が高騰し、土地購入と倉庫建築の費用が予算を超えたため、断念するとのことであります。なお、申請地の転用行為はありません。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8，議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第14号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北北東〇〇キロメートルの所に位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請借人は、〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、父の土地に自己居住用の居宅を建築するため本件を申請されました。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理された後、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったため、申請地に一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の案件は、駐車場・通路・漁具資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から西北西約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、自宅の駐車場と漁具資材置場が不足していることから、申請地を駐車場と漁具資材置場として利用するため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3番委員（石原 勇一郎）

議案第14号に係る調査結果について、報告します。調査は、3月10日に、7番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側、西側及び南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、石積を行うなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

3番委員 (石原 勇一郎)

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側は雑種地、北側は畑、西側及び南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック擁壁や土留め工事を行うなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。申請地は、東側は原野、北側及び南側は宅地、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、石積を行うなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9、議案第15号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第15号 令和4年 農用地利用集積計画書第3号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年3月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)
以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)
先ほど承認いただきました、日程第6、議案第12号 農地法第3条の許可申請につきまして、地図の番号に修正がありましたので、ご報告いたします。
地図の2ページ目をお開きください。こちら、「番号2」と記載されておりますが、正しくは「番号3」の誤りとなります。続きまして、地図の3ページ目をお開きください。こちら「番号3」と記載されておりますが、正しくは「番号2」の誤りとなります。修正をお願いします。
資料配布の際、本来、議事参与案件を後ろに掲載するように修正すべきところ、修正がなされないまま作成したため、誤りが生じたところです。誠に申し訳ありませんでした。

議長 (石坂 務)
修正をお願いします。他にないですか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時34分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
